

遺産のご寄付をお考えの方へ

あなたの愛が、未来へ。



病院の新生児室で働く JOCS 元奨学生の看護師（インドネシア）

JOCS

医療を通じて、愛を世界へ。

公益社団法人

日本キリスト教海外医療協力会

JAPAN OVERSEAS CHRISTIAN MEDICAL COOPERATIVE SERVICE



診察をする岩村昇ワーカー（医師）  
1960～70年代、ネパールにて

## 困難の中にある人々の健康といのちをまもる活動に、 あなたの思いを託してください。

日本キリスト教海外医療協力会（JOCS）は、平和を創るものでありたいと願っています。

JOCSは、日本がアジアの人々に対して犯した戦争への深い反省に立ち、和解と平和の実現を願って、1960年に設立されました。キリストの愛の精神にもとづき、困難の中にある人々の健康といのちをまもり、人々と苦悩と喜びを分かち合うことを使命としています。設立以来、日本からのクリスチャン保健医療従事者の派遣と、アジア・アフリカの保健医療従事者への奨学金支援を実施してきたほか、現在は現地の団体との協働プロジェクトも行っています。

JOCSの海外保健医療協力活動は、皆様からいただく会費、寄付、使用済み切手運動の収益で行われています。政府からの補助金や助成金に頼るのではなく、平和を願う市民の思いにのみ支えられ、独自に地道な活動をしていくことが大切だと考えています。

すべての人のいのちがまもられる平和な世界を遺したいという思いを、JOCSに託してください。あなたのご遺志が、国や宗教の違いをこえ、未来の人々のいのちにつながります。

このパンフレットは、遺産のご寄付に関するご質問にお答えするために作成いたしました。ご不明な点がございましたら、いつでもお問い合わせください。

公益社団法人 日本キリスト教海外医療協力会

会長 畑野 研太郎

# 「あなたの愛が、未来へ。」

公益社団法人 日本キリスト教海外医療協力会

## 目次

JOCS奨学生からのメッセージ ..... 4

ご自身の遺産を寄付するには  
遺贈によるご寄付 ..... 6

故人から相続した財産を寄付するには  
相続財産のご寄付 ..... 10

# 看護師になる夢をかなえてくれた JOCS の支援者の皆様への感謝を、 日々の看護にこめています。

JOCS 奨学生 (タンザニア) ジョセフィン・チャールズさん

ジョセフィン・チャールズさんは、タンザニアの小さな村に生まれました。ジョセフィンさんのお母さんは、自宅でジョセフィンさんを出産した際に亡くなりました。お父さんも、ジョセフィンさんが小さいときに農作業中のけがが原因で亡くなり、ジョセフィンさんは祖母に育てられました。日々の生活は貧しく、ジョセフィンさんは近所の農作業の手伝いなどをしながら、なんとか小学校を卒業しました。でも経済的な理由から中学校に進学することはできませんでした。

ジョセフィンさんには、看護師になるという夢がありました。その夢をあきらめられず、ジョ

セフィンさんは小学校を卒業後、清掃や洗濯の仕事でお金を貯め、仕事をしながら 20 歳のときに夜間中学を卒業しました。

その後ジョセフィンさんは、医療助手として聖アンナ・ミッション病院で 7 年間受付の仕事などをしていました。その誠実な仕事ぶりや患者さんへの心のこもった対応は病院関係者からの評判が高く、ジョセフィンさんは JOCS の奨学生に推薦されました。

奨学金で看護学校に進学したジョセフィンさんは、看護・助産師の資格を取得し、今は聖アンナ・ミッション病院の小児病棟で働いています。

JOCS へのご支援が、  
アジア・アフリカの保健医療従事者への奨学金となり、  
現地の保健医療状況の改善に役立っています。

**10万円**のご支援で、  
タンザニアで一人の准看護師を育てることができます。

タンザニアで准看護師になるための看護学校 2 年間の学費は約 10 万円です。

## JOCS 奨学生からの メッセージ



JOCS の奨学金のおかげで、夢だった看護・助産師になることができました。JOCS の支援者の皆様、ありがとうございました。両親のいない私にとって、遠く離れた日本から私のことを思い、支えてくれる人がいるということは、経済的な面だけでなく精神的にも、とても大きな支えでした。

看護学校で学ぶ中で、妊婦健診を受けていればきっと母は死なずにすんだはず、病院できちんと治療を受けていれば父は死なずにすんだはず、という思いを強くしました。タンザニアには、私の両親のように、妊婦健診を受けずに自宅で出産したり、重症化するまで病院にいかずに手遅れになったりすることで、命を落とす人がまだたくさんいます。知識があれば防げる病気で苦しんでいる人もたくさんいます。これから地域の人たちに、健診を受けることや早めに病院に行くことの大切さを伝えるとともに、病気の予防方法を広めていきたいと思っています。

お支えくださった日本の皆様に直接お会いしてお礼を伝えることができず残念ですが、その感謝の気持ちを日々の看護の仕事にこめて患者さんに接していきたいと思っています。

皆様に神様の祝福が豊かにありますよう、お祈りしています。

ジョセフィン・チャールズ

JOSEPHINE CHARLES

# 遺贈によるご寄付

「遺贈」とは、遺言によって、ご自身の財産を特定の人や団体に寄付することをいいます。

日本キリスト教海外医療協力会への遺贈という方法で、将来遺す財産を、海外での保健医療協力に役立てることができます。

遺贈を確実に実現させるためには、法的に有効な遺言書を作成しておくことが必要です。

## 遺贈によるご寄付の流れ

### ① 遺言の作成

専門家とご相談のうえ遺言書を作成してください。その際、遺言の内容を実現するために必要な行為や手続きをする遺言執行者をお決めください。遺言執行者について、詳しくは8ページをご覧ください。

ご家族や信頼できる方に遺言執行者の氏名と連絡先を伝えるなど、遺言執行者への連絡方法をご確認ください。

### ② (ご逝去後) ご遺族から遺言執行者への通知

ご遺族から遺言者ご逝去の連絡を受けて、遺言執行者は遺言の執行を開始します。

### ③ 遺言執行者による遺言の執行

遺言が執行され、ご寄付いただく財産が日本キリスト教海外医療協力会へ譲渡されます。

### ④ 支援活動の実施 (日本キリスト教海外医療協力会)

日本キリスト教海外医療協力会が責任をもって、ご遺志にかなう支援活動をおこないます。

## 公正証書遺言をお勧めします

遺言書の主な方式として、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があります。遺言が法的な効力を持つためには、民法で定められた遺言の方式により作成されている必要があります。遺贈のためには、安全で確実な「公正証書遺言」をお勧めします。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺言者が、公証役場にて遺言の内容を口述する。</li> <li>●それに基づいて公証人が遺言の内容を文書化します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺言者が、紙に、遺言の内容の全文を自ら書き、日付と氏名を書いて押印する。</li> </ul> <p>※ 2019年1月13日から、具体的な預貯金や不動産などを記載する財産目録の部分は、自筆でなくてもよくなりました。パソコンで目録を作成したり、通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付することができます。ただし、自筆でない場合は、目録の全ページに署名と押印をする必要があります。</p>
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●方式の不備で遺言が無効になるおそれがない。</li> <li>●原本が公証役場に保管されるので、紛失や隠匿、改ざんの心配がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●費用がかからない。</li> <li>●いつでも一人で書ける。</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手数料がかかる（財産の価額によって異なる）。</li> <li>●2人以上の証人の立会いが必要（どこの公証役場でも証人を紹介してもらえる）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺言書の紛失、破棄、改ざんのおそれがある。また遺言書が発見されない可能性がある。</li> <li>●方式不備で無効になってしまう危険がある。</li> </ul>
遺言の執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭裁判所の検認を受けずに、速やかに執行できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺言者のご逝去後、家庭裁判所による検認手続きを受けなければならない。</li> </ul>

「自筆証書遺言」の場合、不備や改ざんの危険を防ぐため、遺言執行者として弁護士などの専門家を指定の上、その遺言執行者に遺言書の保管を依頼することをお勧めします。

## 遺贈先に

### 「公益社団法人 日本キリスト教海外医療協力会」 をご指定ください。

遺贈先の正式名称・住所は以下のようにお書きください。

正式名称：公益社団法人 日本キリスト教海外医療協力会

住 所：〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-51

## 不動産・動産・債権のご寄付

不動産、株式や骨董品などの動産、貸付金などの債権のご寄付は、遺言の執行に際して、原則として遺言執行者となられる方が現金化（換価処分）し、税金・諸費用を差し引いた上でご寄付くださるようお願いしております。ただし、ご事情に応じた対応をいたしますので、現金以外のご寄付を検討されている際には、遺言作成時に日本キリスト教海外医療協力会までお問い合わせください。

## 遺留分にご注意ください。

遺言書の内容にかかわらず、被相続人の兄弟姉妹を除く法定相続人は、相続財産の一定の割合を「遺留分」として取得する権利が法律によって保障されています。ご遺族の方とのトラブルを避けるためにも、遺言書作成に際しては、相続人の遺留分にご配慮の上、慎重にご検討ください。

## 「遺言執行者」をご指定ください。

遺言書のなかで、その内容を具体的に実現する「遺言執行者」をご指定ください。遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言執行に必要な一切の行為をする権利義務を有します。法的な専門知識が必要とされることもあるため、弁護士や司法書士などの専門家や信託銀行を指定することが多いようです。

## 遺贈は、いくらからできますか？

金額の上限・下限は設けておりません。たとえば10万円のご寄付は、  
バングラデシュの看護学校3年分の授業料になります。

## 私の財産を、保健医療従事者の育成のために使ってほしいと考えています。そのような使い道を限定した寄付は可能ですか？

可能です。ぜひご寄付の用途をご指定ください。日本から保健医療従事者を派遣する「ワーカー派遣」、または現地の保健医療従事者に研修の機会を提供する「奨学金事業」のどちらかをお選びください。

## なぜ遺言執行者を指定する必要があるのですか？

遺言では、財産の引き渡しや登記などの手続きを行う必要があります。これらの手続きは、相続人が自分たちでおこなうこともできますが、遺言は相続人の中で利益が相反する場合が多く、相続人全員の協力が得られずに手続きが円滑に進まない場合があります。遺言執行者は、遺言の内容を第三者の立場から公平に実行することができます。

そのような遺言執行者を指定しておくことにより、相続人間の紛争を避け、ご遺志を確実に実現することができます。

## 遺贈に関する専門家を紹介してもらえますか？

ご希望に応じて、専門性の高い弁護士、税理士、信託会社の担当者をご紹介することが可能です。日本キリスト教海外医療協力会までご連絡ください。



# 相続財産のご寄付

## 愛するご親族のご遺志を生かすために

故人から相続した財産の一部を、日本キリスト教海外医療協力会にご寄付いただくことで、故人様の生前の思いを生かすことができます。

相続税の申告期限内（ご逝去後 10 カ月以内）のご寄付の場合、その寄付金額には課税されません。

### ① 日本キリスト教海外医療協力会へ 相続財産のご寄付の意向をお知らせください。

相続財産のご寄付をご希望の方は、下記へご連絡ください。

公益社団法人 日本キリスト教海外医療協力会 遺贈相談係  
〒 169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-51  
TEL : 03-3208-2416 E-mail : info@jocs.or.jp

### ② 領収証（寄付金控除のための書類）をお届けします。

相続財産の寄付であることをお申し出いただいた場合、領収証は入金確認後 2 週間以内に発行しお届けいたします。相続税の申告の際に領収証を添付してください。

お申し出がない場合、領収証は翌年の 1 月中旬に発行いたします。

### ③ ご逝去から 10 カ月以内に、 相続税の申告手続きをおこなってください。

ご逝去から 10 カ月以内に、当会が発行する領収証を添付して相続税をご申告ください。ご寄付いただいた財産に相続税は課税されません。



公益社団法人 日本キリスト教海外医療協力会

ホームページ <http://www.jocs.or.jp>

東京事務局 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-51

電話：03-3208-2416 FAX：03-3232-6922

関西事務局 〒530-0013 大阪府大阪市北区茶屋町 2-30 大阪聖パウロ教会 3階

電話：06-6359-7277 FAX：06-6359-7278

JOCS 役員  
(五十音順)

会 長：畑野研太郎 (医師)

常務理事：大友宣 (医師)

理 事：小宅泰郎 (医師)

土居弘幸 (医師、大学教員)

榛木恵子 (団体役員)

森田隆 (JOCS 事務局長)

監 事：倉辻忠俊 (医師)

久保礼子 (言語聴覚士)

名取智子 (JOCS 事務局次長)

東岡牧 (看護師)

柳澤理子 (保健師、大学教員)

渡部芳彦 (歯科医師、大学教員)

2018年6月～2020年6月



医療を通じて、愛を世界へ。

## 遺贈・相続財産のご寄付についてのお問い合わせ

公益社団法人 日本キリスト教海外医療協力会（JOCS）遺贈相談係

住所：〒169-0051 東京都新宿区西早稲田2-3-18-51

電話：03-3208-2416 FAX：03-3232-6922

E-mail：info@jocs.or.jp